

介護老人保健施設カノープス・羽生 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション利用契約書

様（以下、「利用者」という。）と介護老人保健施設カノープス・羽生（以下「当施設」という）は利用者に対して行う訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）について、次のとおり契約（以下「本契約」）を締結します。

（契約の目的）

第1条 当施設は、要支援又は要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り居宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するとともに、訪問リハビリテーション等を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人（以下「身元引受人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

（適用期間）

第2条 本契約は、契約締結の日から効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに契約を結ぶこととします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本契約、重要事項説明書及び個人情報利用目的の改定が行われたい限り、初回利用時の本契約締結をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

3 前項にかかわらず、介護保険法改正に伴い重要事項説明書の改定が行われた場合においては、改定内容を記載した文書で利用者及び身元引受人の同意を得るものとします。

（身元引受人）

第3条 当施設は利用者に対し、身元引受人を求めます。但し身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。

2 身元引受人は、利用者の当施設に対する支払いが滞った場合は、利用者とともにその支払いの連帯保証の責任を負います。

（利用者からの解除）

第4条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅介護サービス計画及び介護予防サービス計画にかかわらず、本契約に基づく訪問リハビリテーション等の利用を解除・終了することができます。

（当施設からの解除）

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次号に掲げる場合には、本契約に基づく訪問リハビリテーション等の利用を解除・終了することができます。

(1) 利用者が要介護認定において自立と認定された場合

(2) 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、適切な訪問リハビリテーション等の提供が困難と判断した場合

(3) 利用者及び身元引受人が、本契約に定める利用料金を2ヵ月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合

(4) 利用者又はその家族が、当施設、当施設の職員に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合

(5) 天災や災害その他やむを得ない理由により、利用が不可能となった場合

（利用料金）

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本契約に基づく訪問リハビリテーション等の対価として、重要事項説明書の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、前月料金の合計額の請求書を、毎月5日までに作成し、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の月末までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、第1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人に対して、領収書を交付します。

(訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画の作成)

- 第7条 当施設は、訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画（以下「訪問リハビリテーション計画等」という。）の作成に当たっては、利用者の心身の状況及び意向並びにその置かれている環境等を踏まえて作成します。
- 2 前項の作成にあたり、既に居宅介護サービス計画及び介護予防サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成します。
 - 3 当施設は、作成した訪問リハビリテーション計画等の内容について、利用者又は身元引受人に対して説明を行い、十分な理解を得た上で同意を頂くとともに、当該訪問リハビリテーション計画等を交付します。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第8条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。
- (1) サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - (2) 居宅介護支援事業所等及び地域包括支援センター（介護予防支援事業所）等との連携
 - (3) 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - (4) 利用者に病状の急変が生じた場合等の受診先の医師への連絡等
 - (5) 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
 - (6) サービスの利用にあたり、診察した主治医に対する連絡・報告書等
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第9条 訪問リハビリテーション利用中に利用者の心身の状態が急変した場合は、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

(要望又は苦情等の申出)

- 第10条 利用者及び身元引受人は、当施設の提供する訪問リハビリテーション等に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます。

(賠償責任)

- 第11条 訪問リハビリテーション等の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由により、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由により、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(記録)

- 第12条 当施設は、以下に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。
- (1) 訪問リハビリテーション計画等
 - (2) 訪問リハビリテーション計画等に基づいて提供したサービスの内容
 - (3) 第10条に規定する苦情の内容等
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応

じます。但し、身元引受人及びその他の者に対しては、利用者の承諾、又はその他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(利用契約に定めのない事項)

第13条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

本契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、身元引受人及び当施設が署名又は記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

平成 年 月 日

<利用者> 住 所 _____
氏 名 _____ 印

<身元引受人> 住 所 _____
氏 名 _____ 印

(利用者との続柄)

<施 設> 所 在 地 埼玉県羽生市本川俣1305
施 設 名 介護老人保健施設カノープス・羽生
施 設 長 鈴木 公 明 印

【本契約書第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

住 所	〒	
氏 名	(続柄)	
連絡先	自宅電話	携帯
	勤務先名	勤務先電話